令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境の形成及び町内の景観の向上を図るため、町内にある空家の除去を行う者に対し、予算の範囲内で交付する令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）空家　人の居住の用に供していた町内の所在する住宅（長屋又は共同住宅は除く。）で居住されていないものをいう。

（２）解体撤去業者　建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第１項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者（それぞれ県内に本店又は営業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）

（３）除去工事　空家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。空家本体に附属しない敷地内の工作物（物置、門扉、屏等）、庭木及び車両の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

　（補助対象空家）

第３条　補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）一戸建て住宅又は併用住宅で、住居部分の床面積が２分の１以上のもの

（２）所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者より除去について同意を得ているもの

（３）公共事業等の補償の対象でないもの

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する者とする。

（１）補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者若しくはその相続人又はそれらの者から除去工事についての同意を得た者（法人を除く。）

（２）本町における納付すべき町税等を滞納していない者

（３）朝日町暴力団排除条例（平成24年条例第号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でない者

　（補助対象工事）

第５条 補助金の交付の対象となる除去工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家を除去し、原則として当該空家の所在する土地を更地にする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）解体撤去業者が請け負う工事

（２）補助金交付決定書の通知の日以降に契約し、着手した工事

　（補助対象経費及び補助金の額）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

２　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、50万円（町内業者が補助対象工事を施工した場合は、75万）を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の交付は、交付対象者１人につき１回を限度とする。

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事着手前に令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）補助対象空家の現況写真（台所など住居だったことが分かる内部写真と外観写真）

（２）補助対象空家の平面図又は見取図

（３）補助対象空家の固定資産税家屋台帳の写し

（４）補助対象工事見積書の写し（その他の建築物を同時に解体する場合は、補助対象経費を明確にする。）

（５）解体撤去業者の許可の通知書又は登録の通知書の写し

（６）同意書（別記様式第２号）及び当該同意書の同意者における印鑑証明書（申請者が同意を受けた場合に限る。）

（７）閲覧同意書（別記様式第３号）

（８）委任状（代理者が申請する場合に限る。）

（９）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　前項の交付申請書を提出した補助対象者は、町職員が補助対象空家に該当することを調査するため、必要最小限度において、当該空家の敷地内に立ち入り、必要部分の写真撮影を行うことに同意するものとし、これに協力しなければならない。

　（補助金の交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により、補助金の交付をしないことを決定したときは、令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第５号）により申請者に通知するものとする。

　（申請内容の変更又は中止）

第９条　補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金変更申請書（別記様式第６号）に当該変更内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当該変更による補助金の増額は認めない。

２　町長は、前項の規定による変更を認めたときは、令和６年度朝日町空家除去支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第７号）により交付決定者に通知するものとする。

３　交付決定者は、事情により補助対象工事を中止するときは、令和６年度朝日町空家除去支援事業補助工事中止届（別記様式第８号）を町長に提出しなければならない。

　（補助金の実績報告）

第10条　交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から　起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、令和５年度朝日町空家除去支援事業補助金実績報告書（別記様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）補助対象工事請負契約書の写し

（２）補助対象工事領収書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

（３）補助対象工事の完了写真と除去工事中の写真

（４）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の３第１項の産業廃棄物管理票（マニュフェスト）Ｅ票の写し

（５）建設リサイクル法第10条第１項に規定する届出書の写し（補助対象工事が建設リサイクル法第９条第１項に規定する対象工事である場合に限る。）

（６）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定等）

第11条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和５年度朝日町空家除去支援事業補助金額確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第12条　交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和５年度朝日町空家除去支援事業補助金請求書（別記様式第11号）により町長に請求するものとする。

　（交付決定の取消し等）

第13条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（２）補助金を目的外に使用したとき。

（３）この要綱の規定に違反したとき。

（４）その他町長が不適当であると認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

　（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。